

国民年金第3号被保険者の届出について

◎ 国民年金は下記のように種別されています

- 第1号被保険者…自営業・学生・無職
- 第2号被保険者…会社員・公務員(厚生年金や共済組合に加入している人)
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている 20歳以上60歳未満の配偶者

1.配偶者が健康保険の被扶養者となる場合

◎ 国民年金第3号被保険者の届出が必要です

国民年金第3号は健康保険の扶養となっている20歳以上60歳未満の配偶者が該当となります。
必ず健康保険の扶養手続きを行ってから3号の手続きを行ってください。

健康保険の手続きについては

古河電工健康保険組合ホームページ(<http://www.furukawadenko-kenpo.com/>)をご覧ください。

第3号被保険者に関する届出は、第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が勤務する会社を通じて届出することになっております。

第3号被保険者の保険料は第2号被保険者の加入している厚生年金から拠出されますので、個別に保険料を納付する必要はありません。

『**国民年金第3号被保険者関係届**』に必要事項を記入の上ご提出ください。

※ FM-Net(WEB)での国民年金第3号申請は不要です。用紙による届出が必要です。

◎ 届出が遅れ2年以上前まで遡る場合

これまで第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となりましたが、平成17年4月から「第3号被保険者の特例届出」をすれば「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっています。

『国民年金第3号被保険者関係届』と合わせて

『**国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書**』・『**遅延理由書**』を

ご提出ください。

◎ 外国籍の方が新たに国民年金第3号を取得する場合

『**ローマ字氏名届**』が必要です

外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。
届出には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。

- ① 外国籍で新たに国民年金第3号を取得する時
- ② 一度出国し、再入国した時
- ③ 氏名変更時

2.配偶者が健康保険の被扶養者から外れた場合 ◎平成26年12月より

◎収入が基準以上に増加した場合や離婚した事により健康保険の扶養から外れた場合には、【**非該当届**】が必要です。(ただし、就職先で厚生年金に加入する場合や協会けんぽの方は不要)

『**国民年金第3号被保険者関係届**』(書式は1.と同じ)に必要事項を記入の上ご提出ください。

3.住所変更手続きについて

役所で転居の手続きを行うとマイナンバーで日本年金機構へデータ連携される為、原則、手続きは不要です。

但し、ねんきん定期便が届いていない、又は古い住所へ送付されている等の場合は、届出が必要です。

『**国民年金第3号被保険者住所変更届**』に必要事項を記入の上ご提出ください。

※ FM-Net(WEB)での国民年金第3号住所変更申請は不要です。用紙による届出が必要です。

4.年金手帳について

◎ 複数の年金手帳を所持していませんか

基礎年金番号にまとめてある場合、基礎年金番号になっている番号を記入してください。

基礎年金番号にまとまっていない又はまとまっているか不明な場合、その旨備考欄に記入していただければ手続の際に年金事務所で(確認)まとめていただきます。

◎ 年金手帳への記載はご自身でお願いします

届出の結果通知は後日、年金事務所より『国民年金第3号被保険者資格該当通知書』がご自宅へ送付されます。手帳を新しく発行される場合もご自宅へ送付されます。

資格取得年月日・住所等の年金手帳への記載はご自身で備忘録としてご記入下さい。

(青い年金手帳には住所欄はありません)

尚、年金手帳交付は年金事務所で事務処理後、更に一ヶ月程かかります。ご承知おき下さい。

5.よくあるご質問

3号の届出を行ったにも関わらず、最寄りの年金事務所より

「年金の手続きをしてください」又は「年金保険料を支払ってください」といった通知が届くことがあります。

届出を行ってから年金事務所で登録処理が行われるまで、通常3ヶ月程度時間を要します。

認定された時点で3号被保険者宛に通知が届きますが、申請された資格認定日以降の年金保険料については納付する必要はありません。

最寄りの年金事務所へ3号手続き中である旨お伝え下さい。

6.問合せ・提出先について

各社人事総務部門 又は 古河電エビジネス&ライフサポート(株)人事総務センター

(古河電エグループの人事総務業務を受託しています。)

[社内メール] 本社メール 古河電工 B&L 人事総務センター 宮崎陽子

[郵送の場合] 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー17階

電話 070-2656-8525 (720-37032) / メール yoko.miyazaki@furukawaelectric.com

改定 2022.3